

# 令和6年度 次世代航空モビリティサービス活用推進事業 業務説明書

## 1 業務の目的

国では、2025年の大阪・関西万博における「空飛ぶクルマ」の実現に向けて、「空の移動革命に向けたロードマップ」に基づき、技術開発や機体の安全基準の整備等、各種準備が進められている。

「空飛ぶクルマ」は、通常のヘリコプターと比べて小型で自重も軽く、垂直離着陸を行うことでポート（パーティポート）設置に係る要件も比較的簡易である等の優位性があり、地方においても、過疎地域の交通や救急医療、災害救助等の地域課題の解決や、観光・レジャーなどの新たなビジネスの創出に大きな役割を果たすことが期待されている。

本県でも、既存公共交通での移動が困難又は長時間に渡る地域等を中心に、次世代航空モビリティサービスの活用推進を図るため、「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けて必要となる各種情報の整理を行う。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度 次世代航空モビリティサービス活用推進事業
- (2) 業務番号 第1-委3号
- (3) 業務場所 県内全域
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から、令和7年3月21日（金）まで
- (5) 業務目安 9,933千円（税込み）を限度とする

## 3 業務内容

- (1) 「空飛ぶクルマ」導入に向けた情報整理
  - ・機体の航続距離・コスト、騒音レベル等・各国で技術開発が進められている「空飛ぶクルマ」に関する諸元、「空飛ぶクルマ」の運航・パーティポート整備に関する制度整備状況、各国、各地域における先進的取組事例等
  - ・本県での「空飛ぶクルマ」導入に向けた課題把握
  - ・公共交通機関によるアクセスが困難な県内集落の整理
  - ・県内の主要な観光地への公共交通機関によるアクセス性の整理
- (2) パーティポート整備可能性の整理
  - ・「空飛ぶクルマ」の活用方策別にパーティポートの整備候補エリアを抽出し、エリアを結ぶルート上における高さのある構造物の確認等、将来的な運航ルート設定を見据えた各種情報整理

- ・上記の検討結果からパーティポートの整備需要が特に高いと考えられるエリアの抽出（5箇所以上）とその周辺における土地状況の把握
  - ・交通結節点から当該抽出エリアへの移動時間について、「空飛ぶクルマ」を活用した場合の短縮効果の整理
- (3) 空の移動革命に向けたロードマップの作成と行動計画の立案
- 「空飛ぶクルマ」の広域的な利活用を想定し、近隣府県との連携等を検討の上、本県での空の移動革命に向けたロードマップの作成と行動計画を立案する。
- ・初期段階から成熟段階まで事業の段階を複数設定し、それぞれの段階での移動交通手段の状況整理
  - ・各事業段階における整備イメージ図の作成  
(次世代航空モビリティ施設配置イメージ、県内地域での展開イメージ)
  - ・ロードマップに基づいた行動計画の立案

#### 4 成果品の提出

本業務は、電子納品対象業務とする。（共通仕様書 第1116条）  
提出する成果品と数量は次のとおりとするが、「要領」で特に記載が無い項目については調査職員と協議のうえ決定するものとする。

(1) 提出物

- ・業務報告書及び概要版

(2) 体裁及び提出部数

- ・紙媒体（A4カラー簡易ファイル製本）：2部（正副）
- ・CD-Rに納めた電子データ：2枚（正副）

#### 5 打ち合わせ協議

本業務における打ち合わせは、業務計画書提出時1回、中間打ち合わせ時1回、成果品納入時1回の計3回行うものとする。

本業務に関する打ち合わせ記録の整理は受注者が行い、速やかに打ち合わせ記録簿を提出するものとする。また、業務中に発生する簡易な質疑応答等は打ち合わせ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響する様な質疑応答・指示等があった場合については、記録簿を作成し提出するものとする。

なお、本打ち合わせは、原則として対面によるものとする。

#### 6 再委託について

(1) 受注者は、次に掲げる本業務の「主たる部分」の再委託を行うことはできない。

- ① 業務の履行管理、総合的企画、手法の決定及び技術的判断等

## ② 分析業務等における手法の決定及び技術的判断

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、資料処理等の簡易な業務については、再委託を行うことができる。この場合において、契約書等に基づく書面による発注者の承諾は不要とする。
- (3) 受注者は、上記(1)、(2)に規定する業務以外について再委託を行う場合は、契約書等に基づく規定により、発注者の承諾を得る必要がある。
- (4) 上記(2)、(3)に基づく規定により再委託を行う場合は、次に掲げる要件を満たす必要がある。
  - ・ 受注者と再委託の相手方との契約書を書面により明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して、適切な指導、管理の下に業務を実施させること。

## 7 資格要件

本業務を行うにあたり、管理技術者のほか、照査技術者を1名、担当技術者は3名までを配置すること。ただし各技術者の兼務は不可とする。

- ・ 管理技術者は、次に掲げる①～③のいずれかの資格を有すること。

### ① 技術士：次のア～エのいずれか

- ア 総合技術監理部門(建設—都市及び地方計画)
- イ 総合技術監理部門(建設—港湾及び空港)
- ウ 建設部門(都市及び地方計画)
- エ 建設部門(港湾及び空港)

### ② R C C M：「都市計画及び地方計画部門」又は「港湾及び空港部門」

### ③ 上記①または②と同等の能力を有する技術者(国土交通省「建設コンサルタント登録規定」第3条一項ロにより認定された技術者とする)

- ・ 照査技術者は、次に掲げる①～③のいずれかの資格を有すること。

### ① 技術士：次のア～エのいずれか

- ア 総合技術監理部門(建設—都市及び地方計画)
- イ 総合技術監理部門(建設—港湾及び空港)
- ウ 建設部門(都市及び地方計画)
- エ 建設部門(港湾及び空港)

### ② R C C M：「都市計画及び地方計画部門」又は「港湾及び空港部門」

### ③ 上記①または②と同等の能力を有する技術者(国土交通省「建設コンサルタント登録規定」第3条一項ロにより認定された技術者とする)

## 8 業務上の注意事項

- (1) 本業務の履行にあたっては、「本業務説明書」及び「特定された技術提案書により作

成する特記仕様書」によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（令和2年10月奈良県県土マネジメント部）」によるものとする。

- (2) 本業務説明書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者・受注者協議の上、発注者の指示に従うものとする。
- (3) 本業務の履行に必要な経費は、本業務説明書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。
- (4) 貸与された参考資料等は、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。
- (5) 受注者は、県から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (6) 成果品及び業務遂行の過程で作成された図表、資料等の著作権等、一切の知的所有権は発注者に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、発注者の承諾を必要とする。
- (7) 委託契約完了後においても、成果品に誤りや不備があった場合は、受注者の責任において速やかに修正するものとする。

以上